# 

### 教育資金貸付金について



八潮市では、高等学校・専修学校・大学に在学中の方、または入学する方で、経済的な理 由により修学が困難な方に、教育資金を無利子で貸付けます。

この教育資金は、長田義弘教育基金等を原資として貸付けを行っています。

#### 1. 資 格

#### 1. 申請者について

- (1) 八潮市に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること。
- (2) 奨学生であること。
- (3) 借受人並びに借受人の保護者は、市税等を完納していること。
- (4) 教育資金貸付金について、返済意欲を有すること。
- (5) 他の申請者の保証人でないこと。
- (6) 貸付審査時において、借受人の保護者は学校給食費を滞納してい ないこと。
- (7) 貸付審査時において、申請者世帯員の合計所得金額が、次のア・ イ・ウのいずれかに該当すること。

ア 家族3人以内 3,600,000円以下

イ 家族4人

4,620,000円以下

ウ 家族5人以上

5,340,000円以下

※所得金額とは収入ではありません。市区町村が発行する所得証 明書の「合計所得金額」欄に記載されている額になります。

#### 2. 連帯保証人について

- (1) 申請者の親権を行う者でないこと。
- (2) 原則として八潮市に住民登録があり、引き続き1年以上居住し ていること。ただし、やむを得ない理由があると認める場合にはこ の限りでない。
- (3) 申請者とは別の世帯で独立の生計を営むものであること。
- (4) 市区町村民税を完納していること。
- (5) 貸付審査時において、原則として年齢が60歳未満であること。
- (6) 貸付審査時において、所得金額が240万円を超え、申請者の 債務を保証し得る能力があると認められること。
  - ※所得金額とは収入ではありません。市区町村が発行する所得証 明書の「合計所得金額」欄に記載されている額になります。

#### 2. 貸付額

次の額を「無利子」で貸し付けます。

ただし、予算の範囲内で、貸付額を調整する場合があります。

高等学校• 専修学校	30万円
大 学	50万円

#### 3. 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 教育資金貸付申請書(様式第1号の2)
- (2) 承諾書
- (3) 連帯保証人の所得証明書及び納税証明書
  - ※納税証明書は納付済額・未納額が記載されているもので、課税 されているものすべて提出してください。(市県民税・固定資 産税・国民健康保険税等)
  - ※市県民税の納税証明書に所得金額が記載されている場合は、所 得証明書は不要です。
  - ※市内在住の場合は、所得・納税証明書の代わりに承諾書でも結構です。
- (4)合格通知書の写し
  - ※進学に伴う貸付申請で、すでに合格している場合はご提出ください。

#### 4. 受付期間

#### 毎月15日まで(ただし、最終締切月は2月)

上記3の書類を教育委員会教育総務課まで提出してください。

#### 5. 貸付審査

提出された申請書に基づき、審査会の審査を経て、貸付の適否を決定 します。

## 6. 貸付決定後の手続き

教育委員会から、申請された方に貸付の承認・不承認を通知します。 貸付が承認決定された場合は、次の書類を教育委員会教育総務課に提 出してください。

- (1) 教育資金借用書(様式第3号の2)
- (2) 借受人(未成年者は除く。)、親権者及び連帯保証人の印鑑登 録証明書
- (3) 入学許可候補者証明書又は在学証明書
- (4) 連帯保証人の承諾書
- (5) 銀行口座通帳の写し

#### 7. 貸付時期

申請者から上記6の書類がすべて提出されてから、2週間程度で貸付けを行います。

### 8. 返済方法

返還方法は、<u>卒業後6ヶ月据え置き、年賦、半年賦又は月賦により5年以内に返済</u>していただきます。

なお、返済時期になりましたら、所定の納付書をお送りし、金融機関で納付していただきます。

ただし、以下の場合は、繰上返還していただきます。

- (1) 学生が中途で退学したとき
- (2) 貸付金を本来の目的以外の費用に充てたとき
- (3) 故意に貸付金の返済を怠ったとき

学生が、埼玉県内の公立学校の教員に任命された場合は、任命以 後の貸付金の返還を免除することができます。(教育資金の場合)

#### 9. 届出義務

借受人又は連帯保証人が次の事項に該当する場合は、速やかに教育委 員会へ届け出てください。

- (1) 借受人(奨学生)が入学しなかった場合
- (2) 借受人(奨学生)が転校又は中途退学した場合
- (3) 借受人(奨学生)が死亡した場合
- (4) 借受人(奨学生)又は連帯保証人の住所に異動があった場合
- (5) 連帯保証人が上記の要件を欠いたとき、又は死亡した場合



お気軽にお問い合わせください♪

<問い合わせ> 八潮市教育委員会 教育総務課庶務係 TEL 048-996-2111 内線377

